

総合型地域スポーツクラブ 兵庫県協議会 登録クラブ

No	クラブ名	市町名	クラブホームページ等(URL)
1	特定非営利活動法人 スポーツクラブ21富士	三田市	
2	スポーツクラブ21都志	洲本市	Facebook「#スポーツクラブ21都志」
3	NPO法人加古川総合スポーツクラブ	加古川市	http://www.pure.ne.jp/~npo-kcsc/
4	一般社団法人 オープンゲートスポーツクラブ	西宮市	https://www.opengate-sportsclub.com/
5	特定非営利活動法人 芦屋ユナイテッドプロジェクト	芦屋市	http://ashiyafc.jp/about/
6	特定非営利活動法人アスロン	芦屋市	https://athlon.jp/
7	六甲すこやかクラブ	神戸市	
8	NPO法人親和スポーツネット	神戸市	http://www.shinwa-sn.org/index.html
9	スポーツクラブ21氷上東	丹波市	
10	特定非営利活動法人 明石アクティヴスポーツ	明石市	https://aas2012.com/
11	スポーツクラブ21しかま	姫路市	

発行者情報

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館6階
 TEL 078-332-2344 FAX 078-332-2375
 MAIL club.info@hyogo-sports.jp
<https://www.hyogo-sports.jp/sc/register.html>



登録認証HP

総合型地域 スポーツクラブ 登録認証制度

令和5年度登録クラブ募集

申請期間

令和5年4月1日～令和5年7月31日

登録認証制度とは

全国共通の「総合型地域スポーツクラブ」たる基準を定め、登録基準を具備していると認められるクラブを、登録認定する制度です。国の第2期スポーツ基本計画に基づき、日本スポーツ協会と都道府県体育・スポーツ協会が関係団体と連携し、つくられた制度です。登録認定を得ることで地域住民や行政等からの信頼の獲得やクラブの価値向上を図られること等が期待されます。

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

登録認証制度の概要

実施主体

日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び
兵庫県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会

対象

登録基準をすべて満たしている地域スポーツクラブ
※一部猶予期間が設けられている項目があります

登録料

年額5,000円(令和5年度に限り2,000円となります)

登録期間

令和5年11月から令和6年3月
(令和6年度からは1年間の登録期間となります)

申請期間

令和5年4月1日～7月31日

申請方法

オンライン申請となります。本協会HPにアクセスし、必要事項を
確認のうえ手続きを行ってください。

審査方法

書類審査及び実地審査を実施

支援制度

登録クラブを対象とした支援金の制度や専門スタッフによる相談窓
口を設けています。気軽にご相談ください。

登録するとどうなるの

登録認定証の発行

登録認定証を発行し、適正な審査を経て登録基準を満たしたクラブであることが証されます。本協会のホームページや広報誌等で登録したクラブの情報発信を行っていますので、登録クラブであることを広く認知していただくことができます。これにより、地域住民や行政からの安心感や信頼性の醸成に繋がることが期待されます。

全国協議会・兵庫県協議会への参画

総合型クラブ全国協議会は登録クラブで構成され、全国の総合型クラブを代表する組織体です。本県では、兵庫県スポーツ協会内に総合型クラブ兵庫県協議会が設置されています。登録クラブは、全国協議会及び兵庫県協議会の事業や運営に参画することができます。

登録クラブへの支援

兵庫県スポーツ協会では、国及び県の方針を踏まえ、質的充実に取り組む総合型クラブの支援を行っています。令和5年度は登録クラブに対しての支援金の交付や人材育成等に取り組んでいきます。

登録基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
1 活動実態に関する基準	① 多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	● 定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	② 多世代(複数世代)を対象としている。	● 次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員 ^{※2} がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③ 適切なスポーツ指導者を配置している。	● クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。 ^{※3} ● 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ^{※3}
	④ 安全管理体制を整備している。	● 緊急連絡体制を整備している。 ^{※4}
2 運営形態に関する基準	⑤ 地域住民が主体的に運営している。	● 規約等 ^{※5} ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町の住民である(又は当該市町の住民と当該市町に隣接する市町の住民を合算すると過半数である)。 ● 非営利組織である。 ^{※6}
3 ガバナンスに関する基準	⑥ 規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	● 規約等 ^{※5} の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦ 事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	● 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：規約・会則・定款等を指す。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

予備登録について

令和5年度までは予備登録となっており、令和6年度からの本登録に向けた準備期間になっています。

予備登録期間中は、登録基準が満たされないことを理由として登録不可にはしないと定められています。

本協会では、予備登録クラブが登録基準を満たすことができるよう、登録準備支援金を交付する等、各種支援事業を行っています。登録基準を満たすことのハードルが高いと感じているクラブでも、予備登録を行い、支援金を活用しながら本登録に向けた準備を進めることが可能です。

本協会に気軽にご相談ください。